### 平成27年度上半期における下請法の運用状況等及び今後の取組(概要)

平成27年11月11日公正取引委員会

#### 第1 下請法の運用状況

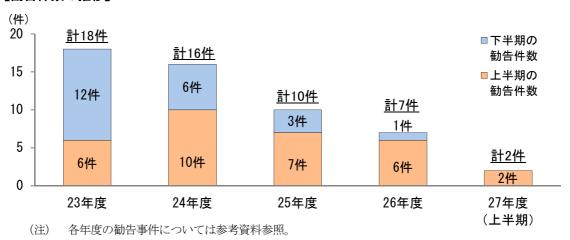
# 1 下請法違反行為に対する勧告等

(1) 平成27年度上半期(4月~9月)の勧告件数は2件(前年度上半期は6件)。 全て製造委託に係るものであった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が2件、 返品が1件(注)。

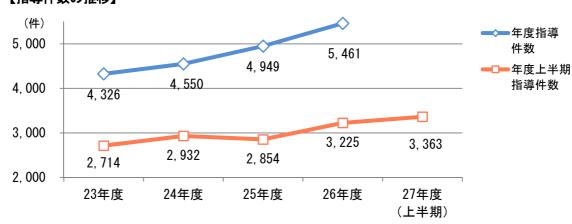
(注) 1つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っているものがある ため、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

#### 【勧告件数の推移】



(2) 平成27年度上半期の指導件数は3,363件(前年度上半期は3,225件)。

#### 【指導件数の推移】



問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374(直通) (第1関係)

企業取引課 電話03-3581-3373 (直通) (第2及び第3関係)

ホームページ http://www.jftc.go.jp/

(下請法に係る相談・申告等 http://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html)

# 2 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成27年度上半期においては、下請事業者が被った不利益について、下請代金の減額分の返還等、総額11億1523万円分の原状回復が行われた(前年度上半期は4億9266万円分)。

違反行為類型	返還等を行った親事業者数	返還等を受けた下請事業者数	返還等の金額
減額	43 名	3, 115 名	6 億 7618 万円
	[46 名]	[900 名]	[2 億 5008 万円]
支払遅延	48 名	1, 738 名	2 億 3721 万円
	[38 名]	[662 名]	[1276 万円]
返品	5名	154 名	1 億 6902 万円
	[2名]	[64 名]	[2 億 2304 万円]
不当な経済上の	2名	120 名	3076 万円
利益の提供要請	[1名]	[3 名]	[19 万円]
受領拒否	1名	4名	71 万円
	[一]	[一]	[一]
やり直し等	1名	1名	63 万円
	[一]	[一]	[一]
割引困難な	1名	4名	44 万円
手形の交付	[一]	[一]	[一]
購入等強制	1名	199名	25 万円
	[一]	[一]	[一]
買いたたき	_	-	—
	[1 名]	[2名]	[657 万円]
有償支給原材料等の	—	-	-
対価の早期決済	[1 名]	[1名]	[0 万円]
合計	102 名	5, 335 名	11 億 1523 万円
	[89 名]	[1, 632 名]	[4 億 9266 万円]

- (注1) [ ]内の数値は、前年度上半期のものである。また、有償支給原材料等の対価の早期決済については、返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。
- (注2) 該当がない場合を「一」で示した。
- (注3) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。

#### 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位 の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するため の各種の施策を実施している。平成27年度上半期の状況は次のとおりである。

# 1 下請法等に係る講習会

### (1) 下請法基礎講習会

下請法に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「下請法 基礎講習会」を実施している。平成 27 年度上半期においては, 45 回の講習会 を実施した。

#### (2) 下請法応用講習会

下請法に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。平成 27 年度上半期においては、3回の講習会を実施した。

#### (3) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種,各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とする「業種別講習会」を実施している。平成27年度上半期においては、荷主・物流事業者向けに19回、テレビ局等向けに2回の講習会を実施した。

# 2 下請法等に係る相談

# (1) 相談

地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、下請法等に係る相談を受け付けており、平成27年度上半期においては、下請法等に係る相談3,608件に対応した。

# (2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う相談会を実施している。平成27年度上半期においては、34か所で実施した。

# 3 取引実態調査等

#### 〇 テレビ番組制作の取引に関する実態調査

テレビ番組制作の取引について,テレビ局等 (576 名) 及びテレビ番組制作 会社 (800 名) を対象とする実態調査を実施し,その結果を公表した (平成 27 年7月29日)。

調査結果によると、テレビ局等とテレビ番組制作の取引を行っていると回答したテレビ番組制作会社の39.4%において、テレビ局等から「採算確保が困難な取引(買いたたき)」等の不利益を受けたとの回答がみられ、中でも、「採算確保が困難な取引(買いたたき)」が20.2%と他の行為類型に比べ特に高くなっていたほか、「著作権の無償譲渡等」(12.8%)や「二次利用に伴う収益の不配分等」(10.1%)の著作権の取扱いについての行為が比較的高い割合となっていた。

こうしたテレビ局等による不利益を受け入れたテレビ番組制作会社の全てが、「要請を断った場合に、今後の取引に影響があると自社が判断したため」又は「テレビ局等から今後の取引への影響を示唆されたため」を理由として回答しているように、テレビ番組制作会社は、テレビ局等との取引の継続への影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れているものであり、テレビ局等による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている実態がみられた。

#### 第3 今後の取組

#### 1 下請法違反行為に対する迅速かつ効果的な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処していく。

# 2 下請法違反行為の未然防止

# (1) 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。平成 27 年度においても、一般公募を実施して、「押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格」をキャンペーン標語として選定し、47 都道府県 61 会場(うち公正取引委員会主催分 26 都道府県 33 会場)において講習会を実施することとしている。

また、政府の動きや重要施策を動画で紹介する「政府インターネットテレビ」 に、下請法の重要性などを紹介する番組「下請事業者の強い味方!知っておき たい『下請法』」を作成し、公開した。

http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12516.html

# (2) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、平成27年11月13日に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請する文書の発出を予定している。

#### 平成27年度上半期における下請法の運用状況等及び今後の取組

平成27年11月11日公正取引委員会

#### 第1 下請法の運用状況

#### 1 書面調査の実施状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を 受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請 事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の 下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行 為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

平成 27 年度における書面調査は、これまでに資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の親事業者 39,101 名を対象に実施し(6月),また、当該親事業者 と取引のある下請事業者 214,000 名を対象に実施した(11月)ところである。

#### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

平成27年度上半期(平成27年4月から9月まで。以下同じ。)における下請 法違反被疑事件の処理状況は、以下のとおりである。

#### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況 (第1表参照)

#### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は 3,965 件であり,事件の端緒としては,公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが 3,919 件,下請事業者等からの申告によるものが 46 件である。

# イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は 3,568 件であり、このうち、3,365 件について、下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

#### (7) 勧告(第1図参照)

勧告件数は2件であり、全て製造委託に係るものであった。 勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が 2件、返品が1件であり、その概要は別紙1のとおりである(注)。

(注) 1つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っているものが あるため、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

#### (イ) 指導(第2図参照)

指導件数は 3,363 件であり、このうち 2,361 件が製造委託等に係るもの、1,002 件が役務委託等に係るものであった。指導を行った主な事件の概要については別紙 2 のとおりである。

# (ウ) 地区ごとの措置件数 (第2表参照)

措置件数(勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。) 3,365件の地区ごとの内訳は第2表のとおりである。

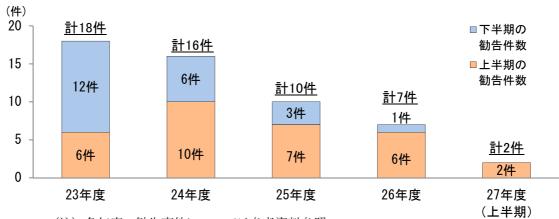
第1表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

	新	規着	手 件	数	処理 件数					
			中小企業庁			措置				
	書面調査	申告		長官からの 措置請求	計	勧告	指導	小 計	不問	計
合 計	3, 919 [3, 401]	46 [44]	0 [0]	3, 965 [3, 445]	2 [6]	3, 363 [3, 225]	3, 365 [3, 231]	203 [192]	3, 568 [3, 423]	
製造委託等	2, 792 [2, 462]	32 [36]	0	2, 824 [2, 498]	2 [6]	2, 361 [2, 346]	2, 363 [2, 352]	141 [120]	2, 504 [2, 472]	
役務委託等	1, 127 [939]	14 [8]	0 [0]	1, 141 [947]	0 [0]	1, 002 [879]	1, 002 [879]	62 [72]	1, 064 [951]	

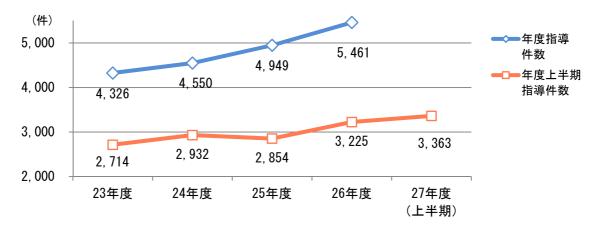
- (注1) 製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。
- (注2) 役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。
- (注3) 勧告又は指導を行った事件の中には、複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが、 本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。
- (注4) [ ]内の数値は、前年度同期の件数である。

第1図 勧告件数の推移



(注) 各年度の勧告事件については参考資料参照。

第2図 指導件数の推移



第2表 措置件数(3,365件)の地区ごとの内訳

[単位:件]

地 区	件数
北海道地区(北海道)	153
東北地区(青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県)	117
関東甲信越地区(茨城県,栃木県,群馬県,埼玉県,千葉県, 東京都,神奈川県,新潟県,山梨県,長野県)	1, 633
中部地区(富山県,石川県,岐阜県,静岡県,愛知県,三重県)	318
近畿地区(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	571
中国地区(鳥取県,島根県,岡山県,広島県,山口県)	250
四国地区(徳島県,香川県,愛媛県,高知県)	67
九州地区(福岡県,佐賀県,長崎県,熊本県,大分県,宮崎県,鹿児島県)	248
沖縄地区(沖縄県)	8
合 計	3, 365

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

# ウ 措置件数の業種別内訳

下請法違反事件に係る措置件数を業種別にみると、①製造業の件数が最も 多く(1,275 件,37.9%),②卸売業、小売業(904 件,26.9%),③情報 通信業(315 件,9.4%)がこれに続いている(第3図参照)。

なお,製造業に対する措置件数(1,275 件)の内訳としては,生産用機械器具製造業(173 件,13.6%),金属製品製造業(112 件,8.8%),食料品製造業(109 件,8.5%)等となっている(第4図参照)。

# 第3図 措置件数(3,365件)の業種別内訳

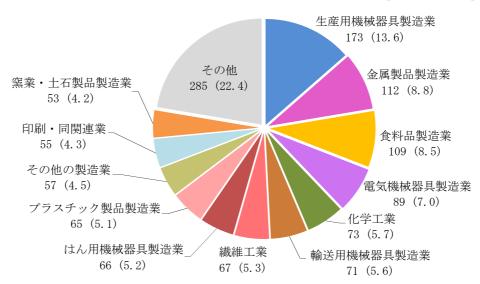
[単位:件,(%)] その他 サービス業 304(9.0)132 (3.9) 学術研究, 専門・ 技術サービス業 195 (5.8) 製造業 運輸業, 郵便業 1, 275 (37. 9) 240 (7.1) 情報通信業 315 (9.4) 卸売業 655 (19.5) 小売業 249(7.4)卸売業, 小売業 904 (26.9)

(注1)業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) ( ) 内の数値は措置件数全体に占める比率であり、小数点以下第2位を 四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

#### 第4図 製造業に対する措置件数(1,275件)の内訳

[単位:件,(%)]



- (注1) 内訳の業種は、日本標準産業分類中分類による。
- (注2) ( ) 内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

# (2) 下請法違反行為の類型別件数 (第3表参照)

- ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、 発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反(下請法第3条又は 第5条違反)が2,702件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違 反(下請法第4条違反)が2,653件となっている(第5-1図参照)。
- **イ** 実体規定違反行為の類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が 1,905件(実体規定違反行為の類型別件数の合計の 71.8%)と最も多く、 次いで、②買いたたき (301件, 11.3%)、③減額 (157件, 5.9%)となっており、これら3つの行為類型で全体の9割近くを占めている(第5-2図参照)。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位:件, (%)]

		手	続 規	. 定		実体規定											
		書面交付義務	書類保 存義務	小 計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期決済	割烟	利益提供要請	やり 直し等	報復措置	小 計	合 計
		2, 461	241	2, 702	11	1, 905	157	8	301	39	30	118	68	16	0	2, 653	5, 355
•	合 計	[2, 396]	[279]	[2, 675]	[15]	[1, 516]	[207]	[8]	[469]	[21]	[34]	[135]	[82]	[9]	[0]	[2, 496]	[5, 171]
		(91. 1)	(8. 9)	(100.0)	(0.4)	(71.8)	(5. 9)	(0.3)	(11.3)	(1.5)	(1. 1)	(4. 4)	(2. 6)	(0.6)	(-)	(100.0)	[3, 171]
	製造	1, 802	176	1, 978	9	1, 249	120	6	240	22	27	114	61	11	0	1, 859	3, 837
	委託	[1, 819]	[212]	[2, 031]	[13]	[1, 017]	[172]	[8]	[398]	[17]	[34]	[127]	[77]	[8]	[0]	[1, 871]	[3, 902]
	等	(91. 1)	(8. 9)	(100.0)	(0.5)	(67. 2)	(6.5)	(0.3)	(12.9)	(1. 2)	(1.5)	(6. 1)	(3.3)	(0.6)	(-)	(100.0)	[3, 902]
	役務	659	65	724	2	656	37	2	61	17	3	4	7	5	0	794	1 510
	委託	[577]	[67]	[644]	[2]	[499]	[35]	[0]	[71]	[4]	[0]	[8]	[5]	[1]	[0]	[625]	1, 518
	等	(91.0)	(9.0)	(100.0)	(0.3)	(82. 6)	(4. 7)	(0.3)	(7.7)	(2. 1)	(0.4)	(0.5)	(0.9)	(0.6)	(-)	(100.0)	[1, 269]

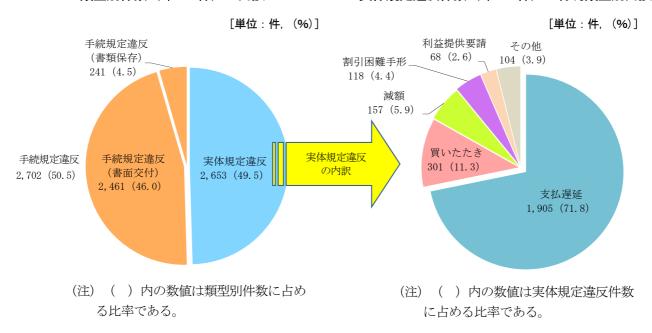
- (注1) 1つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。
- (注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれている。
- (注3) [ ]内の数値は、前年度同期の件数である。また、( )内の数値は、各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

第5-1図

# 第5-2図

#### 類型別件数(5,355件)の内訳

#### 実体規定違反件数(2.653件)の行為類型別内訳



# (3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

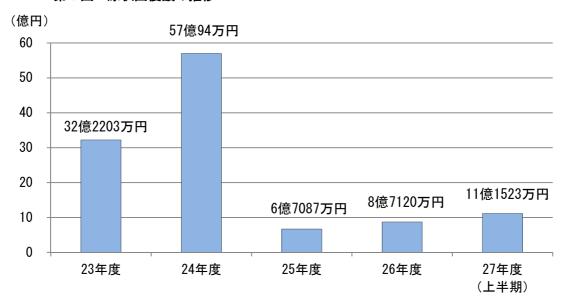
平成 27 年度上半期においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 102 名から、下請事業者 5,335 名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額 11 億 1523 万円分の原状回復が行われた(第 4 表参照)。

なお、平成23年度以降の原状回復額の推移については第6図のとおりである。

第4表	下請事業者が被った不利益の原状回	司復の状況
ᅏᅚᅑ		コ はく マン・ハンハル

違反行為類型	返還等を行った親事業者数	返還等を受けた下請事業者数	返還等の金額
減額	43 名	3, 115 名	6 億 7618 万円
	[46 名]	[900 名]	[2 億 5008 万円]
支払遅延	48 名	1, 738 名	2 億 3721 万円
	[38 名]	[662 名]	[1276 万円]
返品	5 名	154名	1 億 6902 万円
	[2 名]	[64名]	[2 億 2304 万円]
不当な経済上の	2名[1名]	120 名	3076 万円
利益の提供要請		[3 名]	[19 万円]
受領拒否	1名	4名	71 万円
	[一]	[一]	[一]
やり直し等	1名	1名	63 万円
	[一]	[一]	[一]
割引困難な	1名	4名	44 万円
手形の交付	[一]	[一]	[一]
購入等強制	1名	199 名	25 万円
	[一]	[一]	[一]
買いたたき	_	-	—
	[1名]	[2名]	[657 万円]
有償支給原材料等の	—	-	—
対価の早期決済	[1名]	[1名]	[0 万円]
合計	102 名	5, 335 名	11 億 1523 万円
	[89 名]	[1, 632 名]	[4 億 9266 万円]

- (注1) [ ]内の数値は、前年度上半期のものである。また、有償支給原材料等の対価の早期決済については、返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。
- (注2) 該当がない場合を「一」で示した。
- (注3) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。



第6図 原状回復額の推移

#### 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位 の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するため の各種の施策を実施している。平成27年度上半期の状況は次のとおりである。

# 1 下請法等に係る講習会

#### (1) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「下請法基礎講習会」を実施している。

平成27年度上半期においては、45回の講習会を実施した。

#### (2) 下請法応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。

平成27年度上半期においては、3回の講習会を実施した。

#### (3) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成27年度上半期においては、荷主・物流事業者向けに19回、テレビ局等

向けに2回の講習会を実施した。

#### 2 下請法等に係る相談

#### (1) 相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間 を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成27年度上半期においては、3,608件に対応した。

# (2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成27年度上半期においては、34か所で実施した。

http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html

#### (3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、相談を受け付けている。

平成 27 年度上半期においては、全国の商工会議所で従事する経営指導員向けの研修会等へ 46 回講師を派遣するとともに、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布等を行った。

#### 3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成27年9月末時点の下請取引等改善協力委員は153名である。

平成27年度上半期においては、6月から9月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については別紙3のとおりである。

### 4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下 請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を 派遣している。

平成 27 年度上半期においては、事業者団体等へ 19 回講師を派遣するとともに、下請法等に係るパンフレット、物流分野における取引の公正化に関するDVD等の資料を配布した。

#### 5 取引実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法上問題となる個別の違反行為に対し、

厳正に対処しているほか、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

# 〇 テレビ番組制作の取引に関する実態調査

公正取引委員会は、テレビ番組制作の取引について、テレビ局等(576 名) 及びテレビ番組制作会社(800 名)を対象とする実態調査を実施し、その結果 を公表した(平成27年7月29日)。

調査結果によると、テレビ局等とテレビ番組制作の取引を行っていると回答したテレビ番組制作会社の39.4%において、テレビ局等から「採算確保が困難な取引(買いたたき)」等の不利益を受けたとの回答がみられ、中でも、「採算確保が困難な取引(買いたたき)」が20.2%と他の行為類型に比べ特に高くなっていたほか、「著作権の無償譲渡等」(12.8%)や「二次利用に伴う収益の不配分等」(10.1%)の著作権の取扱いについての行為が比較的高い割合となっていた。

こうしたテレビ局等による不利益を受け入れたテレビ番組制作会社の全てが、「要請を断った場合に、今後の取引に影響があると自社が判断したため」又は「テレビ局等から今後の取引への影響を示唆されたため」を理由として回答しているように、テレビ番組制作会社は、テレビ局等との取引の継続への影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れているものであり、テレビ局等による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている実態がみられた。

調査結果を踏まえ、テレビ局等が優越的地位の濫用行為等を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。また、取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、テレビ局等向けの講習会を実施した。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/jul/150729.files/150729honbun.pdf

#### 第3 今後の取組

公正取引委員会は、平成27年度上半期において、下請法違反行為に対して迅速 かつ効果的に対処するとともに、違反行為の未然防止を図るための様々な取組を 実施してきたところであるが、現下の経済状況において、下請事業者の多くが依 然として厳しい対応を迫られていると考えられることから、引き続き、以下の施 策について重点的に取り組むこととする。

#### 1 下請法違反行為に対する迅速かつ効果的な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処していく。

# 2 下請法違反行為の未然防止

#### (1) 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化

推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」 を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成 27 年度においても、一般公募を実施して、「押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格」をキャンペーン標語として選定し、47 都道府県 61 会場 (うち公正取引委員会主催分 26 都道府県 33 会場) において講習会を実施することとしている。

http://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/150924hyougo.files/150924hyougo.pdf また,政府の動きや重要施策を動画で紹介する「政府インターネットテレビ」 に,下請法の重要性などを紹介する番組「下請事業者の強い味方!知っておき たい『下請法』」を作成し、公開した。

http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12516.html

#### (2) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延や減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、平成27年11月13日に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請する文書の発出を予定している。

# 平成 27 年度上半期における勧告事件

① (株)アマガサに対	① (株)アマガサに対する件(平成27年4月10日)				
親事業者	㈱アマガサ				
事業内容	婦人靴の卸売業及び小売業				
下請取引の内容	婦人靴の製造				
違反行為の概要	【下請代金の減額(第4条第1項第3号)】				
(期間)	「支払割引」として,下請代金の額に一定率を乗じて得た額				
	を下請代金の額から減じていた(平成 24 年 11 月~平成 26 年 1				
	月)。				
減額金額	下請事業者 21 名に対し,総額 6514 万 2852 円				
	【勧告前に返還済み】				
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件				

② ゼビオ㈱に対す	「大る件(平成27年7月31日)
親事業者	ゼビオ(株)
事業内容	スポーツ用品等の小売業
下請取引の内容	スポーツ用品等の製造
違反行為の概要	① 【下請代金の減額(第4条第1項第3号)】
(期間)	ア 店頭販売価格の引下げを行うに当たって、当該引下げ額を
	「値引」として,下請代金の額から減じていた(平成 25 年8
	月~平成 26 年 8 月)。
	イ 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日
	前に発注した商品について引下げ後の単価を遡って適用して
	いた(同上)。
	② 【返品(第4条第1項第4号)】
	ア 販売期間が終了した後、自社の在庫商品を引き取らせてい
	た(平成 25 年8月~平成 26 年8月)。
	イ 受領後6か月を経過した商品を引き取らせていた(同
	上)。
① 減額金額	下請事業者9名に対し,総額1320万8977円
	【勧告前に返還済み】
② 返品相当金額	下請事業者4名に対し,総額3828万3097円
	【勧告前に返還済み】

~勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載~ http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html

# 平成27年度上半期における主な指導事件

# 第1 製造委託等

1 受領拒否(第4条第1項第1号)

業種	概    要
金属製品製造業	Z社から金属製品の製造を委託され、当該製品の加工を下請事
	業者に委託しているA社は、Z社から納品延期を求められたこと
	を理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領
	しなかった。

# 2 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)

業種	概    要
繊維・衣服等卸	タオル製品の製造を下請事業者に委託しているB社は、自社の
売業	事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ
	定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
医療用機械器具	整形外科用医療用器具の製造を下請事業者に委託しているC社
製造業	は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以
	内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月
	末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、
	一部の製品の下請代金については,最長32日の支払遅延が生じる
	こととなった。
革製履物製造業	靴の製造及び修理を下請事業者に委託しているD社は、下請事
	業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金
	融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あら
	かじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

# 3 下請代金の減額 (第4条第1項第3号)

業種	概    要
プラスチック製	電気製品の部品の製造を下請事業者に委託している E 社は、下
品製造業	請事業者に対し、「仕入値引」として、下請代金の額に一定率を
	乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
石油化学系基礎	塩素系有機溶剤の容器の製造を下請事業者に委託しているF社
製品製造業	は、下請事業者に対し、単価の引下げの合意日前に発注した商品
	について引下げ後の単価を遡って適用していた。

業種	概    要
各種商品小売業	プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託してい
	るG社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口
	座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していた
	が、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額か
	ら減じていた。

# 4 返品(第4条第1項第4号)

業種	概    要
加工食品小売業	土産用の加工食品の製造を下請事業者に委託している日社は、
	賞味期限が近づいたことを理由に、当該加工食品の在庫を返品し
	ていた。

# 5 買いたたき (第4条第1項第5号)

業種	概    要
ゴム製品製造業	自動車用防振ゴムの製造を下請事業者に委託している I 社は、 下請事業者に対し、多量の発注をすることを前提として見積りを させた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額 を定めていた。
舟艇製造・修理 業	レジャー用小型船舶の製造を下請事業者に委託している」社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。
ビスケット類・ 干菓子製造業	洋菓子の製造を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に見積りをさせた段階よりも発注数量を増量したにもかかわらず、増量前の見積額を下請代金の額として定めていた。

# 6 購入・利用強制 (第4条第1項第6号)

業種	概    要
宿泊業	土産用の加工食品の包装箱の製造を下請事業者に委託している
	L社は、下請事業者に対し、自社の宿泊施設内のレストラン食事
	券及びディナーショーチケットを購入させていた。

# 7 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)

業種	概    要
電気計測器製造	温度制御用機器の製造を下請事業者に委託しているM社は、下
業	請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の
	対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期
	日よりも早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除してい
	た。

# 8 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)

業種	概    要
段ボール製造業	段ボールケースに用いる緩衝材の製造を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日 (繊維業以外の業種において認められる手形期間) を超える手形を交付していた。
織物業	絹織物の製造,加工を下請事業者に委託しているO社は,下請事業者に対し,手形期間が90日(繊維業において認められる手形期間)を超える手形を交付していた。

# 9 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号)

業種	概    要
医療用機械器具	医療用機器の製造を下請事業者に委託しているP社は、下請事
卸売業	業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該機
	器の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該機器の発注を長
	期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

# 第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)

業種	概    要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているa社は、下請事業者に
	対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支
	払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月
	25 日支払」の支払制度を採っているため,一部の役務の下請代金
	については、最長27日の支払遅延が生じることとなった。
情報提供サービ	ナビゲーションシステム用の地図データの作成を下請事業者に
ス業	委託している b 社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下
	請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請
	代金を支払っていた。
測量業	測量を下請事業者に委託しているc社は、下請代金の支払期日
	が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、
	あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払ってい
	た。

# 2 下請代金の減額 (第4条第1項第3号)

業種	概    要
道路貨物運送業	荷物の集配を下請事業者に委託しているd社は、下請事業者に対し、「割引料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
道路旅客運送業	貸切バスの運行を下請事業者に委託している e 社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

# 3 買いたたき (第4条第1項第5号)

業種	概    要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託している f 社は、下請事業者が
	燃料価格の高騰を理由に単価の引き上げを求めたにもかかわら
	ず,一方的に従来どおりに単価を据え置いた。
受託開発ソフト	データベース用ソフトウェアの作成を下請事業者に委託してい
ウェア業	るg社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に
	短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を
	定めていた。

# 4 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)

業種	概    要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているh社は、下請事業者に
	対し,手形期間が 120 日 (繊維業以外の業種において認められる
	手形期間)を超える手形を交付していた。

## 下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等をめぐる最近の状況、平成26年4月に実施された消費税率の引上げ後における転嫁の現状等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

#### 1 下請取引等をめぐる最近の状況

#### (景気回復の実感)

- 取引価格の下落が続く中、受注量の減少、原材料価格の上昇、海外製品との競争等、中小事業者を取り巻く環境は依然として厳しく、景気が回復しているという実感はない。
- 国内全体の景気は回復傾向にあるのかもしれないが、個々の業界や地方の景気動向とは必ずしも一致していないと感じる。業績は好調であっても、従業員に還元できるまでの利益は生じていないなど、景気が回復していると実感するまでには至っていない。
- 景気回復の実感は事業者によって異なり、大企業や円安の恩恵を受ける輸出主体の企業は景気回復の波に乗れているが、一般的な中小企業は景気が回復しているという実感が持てない。また、同じ業界であっても、商品の種別によって景気への実感が異なる。

#### (円安による原材料費等の上昇)

- 円安により海外から輸入する原材料の価格が上がっており、人件費も高騰しているが、海外企業との価格競争もあり、コストの上昇分を取引先への代金には転嫁できていない。
- 原材料価格が上がった場合でも、取引先との値上げ交渉に時間がかかるため、 取引先への代金に転嫁できるまで半年程度かかる。

#### (円安に伴う国内回帰の動き)

- 円安や中国における人件費の上昇により、生産拠点の国内回帰の動きが強まっており、取引先からの受注量も増えてきている。
- 海外から国内に生産拠点を戻すことに伴い、生産コストが多少高くなっても従来より品質を高めた商品を開発しようとするメーカーも多い。
- 大企業は、世界各国で商品を販売しており、そのためのサプライチェーンも既に世界規模で構築しているため、円安だからといって、国内に回帰する動きはなく、今後もないだろう。
- 円安等の影響を受けて生産拠点を国内に回帰させる動きはあるが、既に海外の 工場に設備投資をしているため、たとえコストが割高になったとしても海外での

生産を続けざるを得ない場合や、国内に生産ラインが残っておらず対応できない 場合もあり、一度海外に移した生産拠点を国内に戻すのは容易ではない。

#### (人材確保の状況)

- 仕事量が増えており、景気は回復していると感じる。しかし、景気回復を背景として人材の確保が難しくなっており、全ての注文に対応することは困難な状況にある。
- 人材の確保が難しくなっている。特に、新卒者や優秀な人材は待遇の良い大手 企業に集まってしまい、中小企業が採用するのは困難である。

#### 2 消費税率の引上げ後における転嫁等

- 従来から本体価格で価格交渉をしており、消費税は外税として取り扱っている ため、消費税は適切に転嫁できている。また、消費税率の引上げを受けて、本体 価格の値引きや新たにリベートを要請されたということもない。
- 本体価格で価格交渉をしており、本体価格に8%を乗じた額を加えて請求し、 請求額どおり支払われているので、問題なく消費税率の引上げ分を転嫁できてい る。これは、公正取引委員会の活動のおかげであり、消費税率が 10%に引き上げ られる際も、問題は起きないと思う。
- 現在は、おおむね消費税は転嫁できているが、消費税率が8%に引き上げられた直後は、消費税8%のうち3%分を返還するよう求められたり、本体価格を引き下げられたりしたため、外形的には消費税を転嫁できているものの実質的には転嫁を拒否されたということがあった。
- 消費税率 10%への引上げを控え、消費税率の引上げ分を適切に転嫁できるか憂慮している。リベートの徴収やセンターフィーの引上げというような、より目に付きにくい方法で転嫁を拒否されるおそれもあるので、公正取引委員会は、このような観点からも事業者の動向を注視するとともに、引上げの時期には、改めて普及啓発を徹底して欲しい。

#### 3 その他

- 下請法の講習会や移動相談会のためだけに時間を割いて参加することは難しいので、例えば、商工会議所等に働きかけ、他の講習会等と併せて実施すれば、下請法に関心のない人や多忙な人の参加を促すことができるのではないか。
- 小規模事業者においては、下請取引に関するルールの認知が十分ではなく、取引先から不当な要請を受けても、何が問題なのか分からないケースもあると思う。 こうした小規模事業者にも目配りを怠らないでほしい。

- 公正取引委員会が下請法違反行為や優越的地位の濫用行為を取り締まることにより、最近では、取引先からの商品の購入要請や従業員の派遣要請はほとんどなくなった。多くの違反行為を取り締まり、公表することが、下請法、優越的地位の濫用規制の一番の普及啓発になる。
- 食品表示に関する制度改正(製造者名の表示,加工食品の栄養成分の表示等)が行われ、今後、一定期間内に新ルールに基づく表示に移行する必要があるが、この過程で、取引上劣位にある事業者が、ラベル等の変更に伴うコストを負担させられるのではないかという懸念がある。

# 下請法違反勧告事件一覧(平成23年4月1日以降)

					下請代金の減額		その他(注3)	
年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	対象下請事業者数(名)	減額金額 (円)	対象下請事業者数 (名)	金額 (円)
23- 1	センコー㈱【措置請求】	役務	H23.4.20	減額(手数料)	273	43,581,757		
23- 2	生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合	製造	H23.6.29	減額(情報処理料等) 不当な経済上の利益の提供要請(割 戻金)	101	172,575,395	53	22,800,433
23- 3	(株)ケーヒン【措置請求】	製造	H23.7.26	減額(遡及適用)	69	70,302,042		
23- 4	木下工業㈱	製造	H23.9.27	減額(口銭)	12	32,235,317		
23- 5	郵船ロジスティクス(株)	役務	H23.9.27	減額(値引き)	4	13,120,573		
23- 6	王子運送㈱	役務	H23.9.30	減額(割戻金等)	193	55,264,594		
23- 7	㈱タカキュー	製造	H23.10.14	減額(消化促進値引き) 返品(一時返品特約)(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返 品送料(下段)	11	4,336,120	14 10	162,805,789 2,772,000
23- 8	㈱協和	製造	H23.12.7	減額(販促協賛等)	34	20,306,149		
23- 9	(株)サンエス	製造	H23.12.21	減額(本部リベート等) 有償支給原材料等の対価の早期決済	109	463,323,216	11	2,490,529
00 10	(144) 145	##\\#		減額(歩引き,事務手数料等) 返品(上段)		100,000,107	18	50,462,930
23- 10	(株)チヨダ	製造	H24.1.13	不当な経済上の利益の提供要請(広 告協賛金)(下段)	20	102,089,137	3	19,360,595
23- 11	㈱髙山	製造	H24.1.18	減額(特別条件、センターフィー等)	35	23,090,492		
23- 12	(株)イヤサカ【措置請求】	修理	H24.1.24	減額(値引き)	97	30,018,315		
23- 13	はるやま商事㈱	製造	H24.1.25	減額(オンライン基本料, 超過保管料金等) 返品	153	59,481,436	63	1,033,321,966
23- 14	㈱たち吉	製造	H24.3.2	減額(カタログ製作協賛金, 仕入歩引き等) 受領拒否	34	76,701,096	26	38,466,752
23- 15	八木兵(株)	製造	H24.3.13	減額(協賛金等)	23	67,847,667		
23- 16	㈱大創産業【措置請求】	製造	H24.3.27	減額(歩引き)	178	279,462,435		
23- 17	福岡造船㈱	製造	H24.3.28	減額(割引き料)	24	13,460,514		
23- 18	トーハツマリーン(株)	製造	H24.3.30	減額(遡及適用等)	14	29,286,066		
24- 1	(株コナカ【措置請求】	製造	H24.4.24	減額(値引き)	10	30,736,907		
24- 2	㈱ブルーベル	製造	H24.4.27	減額(歩引き)	49	54,473,654		
24- 3	(株)マーナ	製造	H24.5.11	減額(事務手数料等)	16	22,887,807		
24- 4	生活協同組合コープさっぽろ	製造	H24.6.22	減額(月次リベート等)	8	28,379,880		
24- 5	アイリスオーヤマ(株)	製造	H24.6.29	減額(手数料等)	36	19,773,581		
24- 6	(株)ジュニアー	製造	H24.7.20	減額(歩引き)	55	15,008,485		
24- 7	(株)ライトオン	製造	H24.9.7	減額(リベート等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返 品送料)(下段)	7	16,213,730	11	123,642,360 2,795,700
24- 8	㈱パレモ	製造	H24.9.20	減額(値引き等) 不当な経済上の利益の提供要請(発 注データの入力作業)	10	23,272,972	11	5,391,750

			F1 11		下請代金の減額		その他(注3)	
年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請事業者数 (名)	金額 (円)
24- 9	(株)二ッセン	製造	H24.9.21	減額(事務手数料) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返	133	14,108,202	102	28,410,799
				品送料)(下段) 減額(エリアバイイング等)			75	405,600
24- 10	日本生活協同組合連合会	製造	H24.9.25	返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商 品の組合員テスト費用)(下段)	449	2,563,317,863	6 24	4,844,920 2,621,889
24- 11	藤久㈱	製造	H24.11.12	減額(仕入割引き等)	78	74,146,867		
24- 12	フジモリ産業(株)	製造	H24.12.14	減額(金利引き振込)	15	15,136,963		
24- 13	㈱サンゲツ【措置請求】	製造	H25.2.12	減額(見本帳協力金等) 不当な経済上の利益の提供要請(自 社のショールームに展示するためのイ ンテリア製品)	63	557,010,481	38	4,782,722
24- 14	(株)TBK	製造	H25.2.26	減額(遡及適用等)	59	36,412,290		
24- 15	(株)山櫻	製造	H25.2.27	減額(販売協力金)	16	35,070,349		
24- 16	(株)フェリシモ	製造	H25.3.29	受領拒否			88	86,082,291
25- 1	旭流通システム㈱	役務	H25.4.23	減額(業務改善提案によりコスト削減 効果が生じたとして)	9	24,653,977		
25- 2	(株)日本旅行	役務	H25.4.26	減額(ボリュームインセンティブ等)	18	30,180,173 (注4)		
25- 3	三共理化学㈱	製造 修理	H25.5.21	減額(支払時値引き,協力金)	6	11,461,447		
25- 4	JNC(株)	製造	H25.6.6	減額(遡及適用)	2	35,089,268		
25- 5	(株)ヨークベニマル	製造	H25.6.27	減額(仕入割戻し)	12	172,865,514		
25- 6	(株)マルショウエンドウ	製造	H25.6.28	減額(歩引き)	21	40,996,060		
25- 7	アズワン㈱【措置請求】	製造	H25.8.9	減額(カタログ協賛値引き, 仕入値引き)	68	27,387,532		
25- 8	(株)トクスイコーポレーション	製造	H25.12.5	不当な経済上の利益の提供要請(生協センターフィー協力費等)			8	12,006,531
25- 9	大久保歯車工業(株)	製造	H26.1.30	減額(歩引き)	26	11,191,521		
25- 10	(株)ショーエイコーポレーション	製造 情報	H26.2.27	減額(値引き)	24	21,807,038		
26- 1	(株)森創	製造 情報	H26.6.27	減額(値引き)	69	48,067,400		
26- 2	(株)ヒマラヤ	製造	H26.6.27	減額(値引き) 返品	45	19,695,336	2	83,890,601
26- 3	(株)サンリブ	製造	H26.6.30	減額(リベート等)	25	65,081,058		
26- 4	㈱大創産業	製造	H26.7.15	返品(上段) 買いたたき(下段)			62 2	139,157,024 6,578,897
26- 5	北雄ラッキー㈱	製造	H26.8.20	減額(リベート等)	20	16,956,919		
26- 6	(株)マルショク	製造	H26.8.28	減額(リベート等)	24	29,814,207		
26- 7	(株)エスケイジャパン	製造	H27.3.31	減額(歩引き)	37	21,035,449		
27- 1	㈱アマガサ【措置請求】	製造	H27.4.10	減額(支払割引き)	21	65,142,852		
27- 2	ゼビオ(株)	製造	H27.7.31	減額(歩引き,値引き) 返品	9	13,208,977	4	38,283,097

<sup>(</sup>注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

<sup>(</sup>注2)違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

<sup>(</sup>注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載した。

<sup>(</sup>注4)ユーロによる減額金額(1万4826ユーロ)を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。